

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	清瀬市教育委員会
指定したモデル地域名	清瀬市

## 概 要

モデル地域の構成（平成 26 年 3 月 31 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
清瀬市教育委員会	小学校 9 校、中学校 5 校

### 1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本市では平成 25 年 3 月に「清瀬市特別支援教育推進計画第 2 次実施計画」を策定し、全ての学校が特別支援教育の考え方を柱として、指導の充実を図ることを推進している。

この計画では、学校、教育委員会及び関係機関の取組が示されており、学校における取組としては、校内員会の充実、特別支援教育コーディネーターの専門性向上、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用・評価による指導の充実などが示されている。

教育委員会の取組としては、障害特性に応じた教育課程の在り方の研究、モデル校の指定による特別支援教室の在り方の研究、通級指導教室の巡回機能に関する研究等が挙げられている。また、就学相談機能、通級指導教室の入退級判定委員会の強化、教育相談センターの総合相談支援センター化による相談・支援体制の一本化などについても取り組んでいる。

関係機関の取組としては、都立特別支援学校に在籍する児童生徒の副籍制度の充実、市民への啓発活動等の推進などが挙げられている。

### 2. 取組の概要

#### 【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

様々な情報通信技術等の変化により、教育現場においても情報端末機器等が導入されるケースがある。特に、特別支援教育の分野においては、情報保障の観点でも使用されることが多いことから、管理職及び特別支援学級担任に対して情報端末機器の操作説明会を実施した。連携協定を結ぶ大学からも情報端末機器の活用を専門とする教授を専門家協力員として招き、巡回による指導・助言の機会を設けた。

担当指導主事が学校を訪問し、管理職及び特別支援学級担任に対し、障害のある児童生徒等への効果的な指導方法に関する指導・助言を行い、各校の実態に即した指導の在り方を検討した。

合理的配慮協力員は、集団での学習や活動に参加することが難しいなど、特に個別の対応が必要となる児童生徒が在籍する学校を中心に配置した。教育委員会に対する学校からの申請に基づき、児童生徒の実態を教育委員会就学相談担当者等が観察し、週当たりの配置時間を設定した。

学生支援員も配置・活用した。大学等での授業の関係から、不定期の活動になることも多いが、積極的に児童生徒と関わってくれた。連携協定を結んでいる大学からは、情報端末機器の操作を得意とする学生の紹介もあり、学校での情報端末機器の活用を促進できた事例もあった。

#### 【モデル地域内における取組】

全市を挙げた特別支援教育の推進によって教員の意識が高まり、通常の学級での交流及び共同学習の受入れ態勢が整ってきた。各校では、教育課程に交流及び共同学習の推進を明確に位置付け、通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒の実態に応じて柔軟に対応するための環境整備が少しずつ進んできた。

### 3. 成果及び課題

#### (1) 成果

- ・ 情報端末機器を活用することで、特別支援学級に在籍する児童生徒が既習事項の振り返りに役立つことができ、自信をもって活動に取り組むことができた。
- ・ テレビ電話と電子黒板の活用により、在籍校にいながら複数の児童生徒が互いの表情を見ながら意見交換をするような、通信機器を活用した、新しいスタイルの学校間交流ができた。

#### (2) 課題

- ・ 情報端末機器を効果的に活用するためのハード面及びソフト面での環境整備を行う必要がある。
- ・ 効果的な支援を行うための教員の資質向上及び新しい支援手法に関する研修体制を改善する必要がある。